

過払金 破産債権届出手順 Q & A

Q1. 代理人により債権を届け出たいのですが、どうすればいいですか？

代理人によって債権届出をされる場合には、「委任状」に債権者本人が必要事項を記入・捺印し同封してください。

委任状のひな型は、破産管財人執務室ホームページ(<http://sf-corp.jp>)に掲載しております。

Q2. 破産債権届出書「債権額」の欄に記載された金額はどのような金額ですか？

破産管財人が引直し計算^{*1}をした、過払金額（過払金元金及び破産手続開始決定日前日（平成23年8月25日）までの年5%の割合の利息金の合計額）です。なお、印字された債権額の全額が支払われるということではありません。 配当率についてはQ4をご参照ください。

^{*1}引直し計算の主な方針は以下のとおりです。

- ① 利息制限法所定の制限利率により引直し計算を行う。
- ② 利息制限法所定の適用利率について、一旦下がった利率は、その後の残高にかかわらず適用利率は据え置く。
- ③ 過払金発生時から平成23年8月25日（開始決定日前日）まで年5%の経過利息を付加する。
- ④ 顧客側の支払遅延に対しては、約定の遅延損害金は付加しない。
- ⑤ 取引に空白期間があっても、継続取引として一連一体計算を行う。
- ⑥ 当初取引が不明な場合は、冒頭の貸付残高を0として引直し計算を行う。
- ⑦ 判決・和解案件は、原則として判決・和解内容に従って計算する。
- ⑧ 複数お取引口座を有する場合、お取引口座ごとに引直し計算をする。従って、複数口座でお取引なさっていた方には、複数の破産債権届出書が届く場合があります。この場合、それぞれでお届けください。
- ⑨ 破産日（平成23年8月26日）時点で、最終の取引日から10年以上経過している場合は、引直し計算は行わない。

Q3. 取引していた本人が死亡したのですが、どのように債権届出すればよいですか？

相続人が届出をすることが可能です。相続人が届出をする場合、修正欄の「氏名」にチェックのうち、「亡〇〇〇〇相続人△△△△」と記載してください（〇〇〇〇は被相続人名=届出書に印字されていた氏名、△△△△は届出をされる相続人名）。

また、相続人であることがわかる資料（戸籍謄本・除籍謄本の写し（被相続人出生時から死亡まで）、遺言書または遺産分割協議書の写し等）を同封してください。

また、相続人が複数いる場合であって、相続人の代表者が届出なさる場合には、別途書面（相続人代表届）が必要になります。相続人代表届につきましては、破産管財人執務室（03-5776-2150）までお問い合わせください。

Q4. 配当率はいつわかるのですか。配当の時期はいつ頃ですか？

今後の破産財団の換価回収状況や債権調査等によって変動しますが、配当率は1%前後の見込みであり、配当の時期は、現時点で未定です。

配当を実施する際には、事前に公告・通知にて債権者の皆様にお知らせいたします。

Q5. 返信用封筒をなくしてしまいました。どうすればよいのでしょうか？

通常の封筒での届出も受け付けております。下記宛先を切り取ってご利用ください。

〒105-8799 芝郵便局留

(受取人) 〒105-0003 東京都港区西新橋三丁目23番5号

株式会社SFコーポレーション破産管財人執務室

そのほか、ご不明点は破産管財人執務室（電話番号：03-5776-2150）までお問い合わせください。

※この書面は裁判所作成の正式書面ではありませんが、裁判所のご了承の下、破産管財人が作成したものです。